

VII 学生生活

1 充実した学生生活を送るために

2 学生証

3 学生相談について

4 学生対応窓口について

5 各種届及び証明書等について

6 通学定期券について

7 旅客運賃割引証（学割証）・
学生団体割引について

8 奨学制度について

9 表彰制度について

10 学生教育研究災害傷害保険及び学
研災付帯賠償責任保険について

11 パソコン利用について

12 学生ポータルサイト

13 就職・キャリア支援について

14 個人情報の保護について

15 学費等納付金について

1. 充実した学生生活を送るために

本学に入学したみなさんには、大人としての自由が保障されると同時に、常識と責任ある行動が求められています。

本学の学生として、学則その他諸規則をはじめ、学内外で守らなければならないルール、マナー等がたくさんあります。以下に「学生生活で注意すること」を記載しました。

これらを良く理解・順守し、本学学生であることの誇りと自覚を持って、心身ともに豊かで充実した学生生活を送ってください。

学生生活で注意すること

①試験時の不正行為禁止について

試験時の不正行為は、絶対に許されることではありません。不正行為をした場合は、「北翔大学における試験時に不正行為を行った本学学生の取扱要項」(IX 諸規程・資料 13.)により、厳しい措置又は処分(自宅謹慎～退学)がとられます。

②出席登録の不正禁止について

出席登録時の不正行為は絶対に許されることではありません。
不正行為をした場合は処分されることがあります。

③キャンパス・ハラスメントの防止について

本学の学生、教職員が個人として尊重され、より良い教育・研究環境を作るためには、キャンパス・ハラスメント(「セクシュアル・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」「アルコール・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「その他のハラスメント」)の人権侵害を排除しなければなりません。本学では、キャンパス・ハラスメントのない大学作りのために「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」(IX 諸規程・資料 15.)を定めています。キャンパス・ハラスメントを受けたと思ったときは、一人で悩まずに、「キャンパス・ハラスメント相談員」等に話してみましょう。

④携帯電話の使用に関するマナーについて

携帯電話は、公共の建物・交通機関等、使用が制限されているところがあります。周りの人に迷惑をかけないようにルールとマナーを守って使用しましょう。

授業中の使用は禁止です。あらかじめ電源を切っておきましょう。またカメラ付き携帯電話の使用にあたっては、肖像権、著作権等法に触れる場合もあるので注意してください。

学内のコンセントから携帯電話等に充電することもやめてください。

⑤SNS(ツイッターなど)の情報発信注意について

- ・大学生という立場を自覚し、不用意な情報発信や投稿は慎んでください。
- ・発信された写真や情報は半永久的に残り、悪用される可能性があります。

⑥事故等の防止について

学生生活を送るにあたっては、常に本学学生としての自覚を持ち、事故等に遭わないように十分注意しましょう。万一事故等に遭ったときは、直ちに指導教員又は学生生活支援オフィスに連絡してください。

●自動車等による通学禁止について

本学では、自動車・バイク（スクーター含む）による通学は、通学中の交通事故防止及び学内駐車スペースの点から禁止しています。ただし、身体に障がいがある等、自動車を使用しなければ通学が困難な事情がある場合は、学生生活支援オフィスに相談してください。

なお、無断で自動車等に乗って来て大学周辺の私有地や路上に駐車することは、地域住民の迷惑になります。禁止事項なので、絶対にやめましょう。

イ 交通事故の防止について

交通事故が多発しています。交通ルールを守り、事故の加害者にも被害者にもならないように注意しましょう。

- ・ 万一の事故に備え、自動車保険には必ず加入しましょう。他人の車を運転するときも運転者限定付等の保険内容を確認しましょう。
- ・ 自動車（バイク）に乗るときは、交通三悪（無免許運転・スピード違反・飲酒運転）を絶対にしてはいけません。シートベルトは必ず着用しましょう。
- ・ バイクに乗るときは必ずヘルメットを着用しましょう。
- ・ 運転中の携帯電話の使用は法律で禁止されています。事故防止のためにも絶対にしてはいけません。
- ・ 冬道の運転は、アイスバーン、雪による視界不良等、常に危険を伴っています。路面状態に気をつけ、スピードダウンをし、車間距離を十分とって慎重に運転しましょう。
- ・ 飲酒後は絶対に運転をしてはいけません。同乗者や酒・自動車の提供者も厳しく罰せられます。
- ・ 飲 酒 運 転：（5年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- ・ 飲酒の同乗者：（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- ・ 車輛の提供者：（5年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

ロ 各種資格取得時の事故歴等の影響について

本学では、色々な免許・資格等が取得できることになっていますが、交通事故等の加害者になった場合には資格取得に悪影響を与えることがあるので、日頃から十分注意して行動してください。

ハ レジャー事故の防止について

休日には、海、山などの行楽地へ出かける機会が増えます。行き帰りの交通には十分気をつけるとともに、行楽地ではルール、マナーを守り、事故に遭わないように注意しましょう。

●自転車通学について

自転車は道路交通法で「軽車両」と定められており、「車道の左側」を走行することが原則です。歩道通行が認められている場合についても「歩行者が優先」のため、車道寄りを徐行してください。気軽に乗れる乗り物ですが、交通ルールとマナーをきちんと守り、正しく乗りましょう。

代表的な禁止事項は次の通りです。

- ・飲酒運転（5年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- ・信号無視（3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金）
- ・一時不停止（3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金）
- ・夜間時の無灯火（5万円以下の罰金）
- ・携帯電話（メール等を含む）を使用しながらの運転（5万円以下の罰金）
- ・ヘッドホンで音楽を聴きながらの運転（5万円以下の罰金）
- ・傘をさしての運転（5万円以下の罰金）
- ・二人乗り（2万円以下の罰金又は科料）
- ・他の自転車との並進（2万円以下の罰金又は科料）

また、学内に駐輪する場合は必ず施錠して、指定された駐輪場所を利用してください。

なお、降雪時は駐輪場を閉鎖しますので、指定日以降は自転車を放置したままにしないでください。

⑦喫煙と飲酒に関するルールについて

●喫煙ルールについて

未成年者の喫煙は法律で禁止されているので、絶対にしてはいけません。また、他の歩行者の迷惑になりますので、通学途中の歩きながらの喫煙もやめましょう。

本学では、社会人としてのマナーを身につけ、健康な学生生活を送るために「北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項」(IX 諸規程・資料 12.) を設けています。学内での喫煙ルール違反者には厳しい措置等がとられます。

イ 喫煙ルール違反とは次の2点です。

- ・未成年者の喫煙
- ・学内指定喫煙場所以外での喫煙

<指定喫煙場所>

■2019年4月1日～2019年6月30日 指定喫煙場所

- ①1号棟2階 学生ホール喫煙コーナー ②PAL棟4階 食堂テラス喫煙コーナー
- ③雅館A棟1階 喫煙コーナー (PAL棟4階は利用時間制限あり)

■2019年7月1日～ 指定喫煙場所

- ①南門横 喫煙室 (旧木工室)

改正健康増進法（受動喫煙対策）が2018年7月に成立したことを受けて、本学は2019年7月1日より、指定喫煙場所以外の敷地内を全面禁煙とする。

ロ 喫煙ルール違反をした場合は、下記の措置等がとられます。

- ・1回目の違反の場合：厳重注意措置及び1ヵ月間の教育的指導活動
- ・2回目の違反の場合：1ヵ月の自宅謹慎措置
- ・3回目の違反の場合：3ヵ月の自宅謹慎措置

「自宅謹慎措置」とは、厳重注意のうえ、大学からの呼び出し以外は自宅で謹慎し、登校はできません。したがって、講義・実習・サークル等活動・アルバイトはできません。

●飲酒事故の防止について

大学生活の中では飲酒の機会があることですが、未成年者の飲酒は法律で禁止されているので絶対にしてはいけません。成人であっても、次のことに留意して節度ある飲酒をしましょう。

- ・学内での飲酒はしない。
- ・酒を飲めない人や未成年者に飲酒を勧めない。
- ・「イッキ飲み」はしない！させない！「イッキ飲み」の強要は犯罪行為です！
- ・酔い過ぎた人を放置せず、異常が見られた場合は救急車を呼ぶ等の適切な処置をする。

⑧盗難事故の防止について

学内では多くの人が共同生活をしているので、私物は自分の責任で管理してください。万一盗難に遭ったときは、速やかに学生生活支援オフィスに届け出てください。

- ・学生個人用ロッカーが貸与されますが、貴重品は入れないようにしましょう。
- ・盗難予防のため、更衣室、教室、廊下等に私物を放置しないでください。
- ・体育館使用時には、貴重品を更衣室に置かず貴重品ボックスを利用してください。

⑨大麻・覚せい剤等薬物および違法薬物による犯罪防止について

大麻の栽培及び大麻・覚せい剤の所持・譲渡は、法律で厳しく禁止されています。

麻薬（ヘロイン、コカイン、LSD）、大麻、覚せい剤、有機溶剤（シンナー、トルエン）等は、身体や精神に重大な障害を起こすものです。絶対に手を出してはいけません。

特にファッション性のあるMDMA（合成麻薬）錠剤や、普通のアロマや香料等と見分けがつかない危険ドラッグが出回っており、これらも薬物乱用となります。

「知らなかった」では済まされず、自らの人生を壊しかねない薬物には、十分気をつけて関わらないようにしてください。

⑩悪質商法（詐欺）等について

マルチ商法は違法行為です。絶対に関わってはいけません。社会では、署名捺印する行為は契約成立を意味することを認識し、署名や捺印を求められても絶対行ってはいけません。

不審に思ったとき、万一悪質商法に遭った時は、下記に連絡してください。

- ・北海道立消費生活センター（TEL050-7505-0999、HP <http://www.do-syouhi-c.jp/>）
- ・北海道警察本部相談センター（TEL（011）-241-9110又は#9110）

また、担任（指導教員）、学生相談室、保健センター、学生生活支援オフィスへ速やかに連絡してください。

悪質商法の事例としては次のようなものがあります。

●キャッチセールス

路上で「アンケートに答えてくれない…？」等と声をかけ、喫茶店等に誘い、高額な教材・化粧品等を買わせる。

●アポイントメントセールス

携帯電話やハガキで「〇〇にあなたが選ばれました」、「〇〇の商品が当たりました」等と言って営業所に呼び出され、旅行や教材購入等の契約をさせる。

●デート商法

言葉巧みな話術で異性に好意を抱かせ、恋愛感情を利用して商品を買わせる。

●資格商法

「〇〇資格を取れば就職に有利」等といった勧誘文句で資格講座や教材の契約をさせる。

●ネットワーク利用の悪質商法（詐欺）

携帯電話やパソコンを利用した「架空請求詐欺」、「フィッシング詐欺」、「インターネットオークション詐欺」等が特に多くなっています。自分のID、パスワード等の管理に十分気をつけましょう。

●自己啓発セミナーについて

知人や街角で同年代の人から、「今の自分を変えられる」とセミナー受講に誘われ、トラブルに発展するケースがあります。

セミナーを受講すれば絶対に変わると断定的に誘ったり、激しい勧誘活動に従事させられたりすることなどが社会問題化しています。セミナー受講のために借金を強要される場合もあり、必要ないものにははっきりと断ることが重要です。

●大学生のカルト問題について

カルト教団が大学のキャンパス内において布教活動を行う事例が、他大学から報告されています。

宗教であることを隠したまま近づいてくるので、サークルに入った後にカルト教団だったと気づくことが多いうえ、一度入会すると抜けにくくなり、マインドコントロールや洗脳によりそのまま団体の規律が正しいと思い込まれます。

学外のサークルに参加する場合でも、おかしいと感じたら大学の相談窓口にご相談してください。

●その他「振込め詐欺」、「ワンクリック詐欺」等について

最近本学教職員と称して親元等に学生の携帯電話番号を聞き出そうとする「不審電話」があります。安易に回答しないように家族に伝えておきましょう。

⑪学生ローン・クレジットカードについて

アルバイト収入等を当てにした無計画な学生ローンやクレジットカードの利用は、多額の借金につながる恐れがあります。

学生ローン・消費者金融は利息も高く、予想外の請求を受け返済不能となり、家族を含めて悲惨な結果になることがあるので、十分注意してください。

クレジットカードの使用にあたっては、無理なく返済できるよう計画的に利用しましょう。

⑫性犯罪の防止について

女性が被害者になるケースが圧倒的に多い性犯罪は、人権を踏みにじる最も卑劣な行為であ

り、決して許されないものです。被害者を身体的に傷つけるのみならず、被害者の心をも深く傷つけます。学業期間中はもとより、解放感が増す休業期間中は、とりわけ性犯罪に巻き込まれる恐れが多いので、日頃から身を守るために次のことに留意しましょう。

- ・深夜の一人歩きはしない。
- ・危険な状況（場所）には近づかない。
- ・防犯ベル等を携帯する。
- ・一人暮らしの場合は就寝時の施錠を怠らない。特に1階の入居者は入念に戸締りをする。
- ・万一巻き込まれた場合は、直ちに警察（110番）に通報する。

北海道警察本部：性犯罪被害110番 フリーダイヤル（TEL0120-756-310）

⑬一人暮らしに関する注意事項について

学生であっても市民の一人です。実家を離れてアパート等に居住する場合も、一般市民としてのルールとマナーを守り、近所の迷惑にならないように十分注意しましょう。

- ・大学周辺は閑静な住宅街です。大声や騒音等を発する行為はやめましょう。
- ・自動車、バイク等の不法な路上駐車等はやめましょう。
- ・日頃から防犯を意識して、貴重品の管理、施錠を忘れないようにしましょう。
- ・火気（暖房器具、ガスコンロ等）の取り扱いには十分に注意しましょう。
- ・長時間留守にするときは、管理人等に連絡をしましょう。
- ・ゴミは必ず「指定ごみ袋」を使用し、正しく分別のうえ、決められたゴミ収集日の朝に出しましょう。
- ・冬季は水道が凍結する恐れがあるので注意しましょう。
- ・健康保険証（遠隔地）は急病等のときに必要なので、常に携帯しましょう。

⑭各種申請書類等の提出について

- ・書類の提出期限を守りましょう。奨学金や課外活動の各種申請書類など、大学に提出する書類は数多くあります。期限を過ぎると一切受付できないものもありますので、日程をよく確認しましょう。
- ・奨学金などの大学に提出する書類は、本人の責任において提出するものです。親への相談が必要な場合もありますが、親任せにせず、自分でよく確認しましょう。

⑮遺失物及び拾得物について

学内において発生した遺失物及び拾得物にあたっては学生生活支援オフィスが各種取扱・保管場所となっております。（体育館での拾得物については体育施設の管理室でも取り扱いしています。）

(1) 拾得物保管期間について

学生生活支援オフィスの拾得物管理ケースにて3ヶ月間保管します。（遺失物法7条4項）貴重品（携帯電話・時計・その他）については別に保管していますので、お問い合わせください。（個人が特定できる物については、学生生活支援オフィスから学生に連絡をします。）

(2) 保管期間満了後の拾得物処分について

保管期間（3ヶ月）を満了した拾得物については、学生生活支援オフィスの掲示板に連絡

後、処分いたします。また、卒業生がロッカー等に残していった物についても、3ヶ月の保管後、問合せがない物は処分いたします。

⑯その他注意事項について

- ・廊下は静かに歩きましょう。廊下で大声を出すと授業の妨げになります。
- ・ゴミは机やイスの上に放置せず、分別してゴミ箱に捨てましょう。
- ・学内の一部には、土足禁止場所（体育施設・特定の教室）があります。土足禁止場所に入るときは入口の掲示に従い、上履きに履き替えてください。また学内環境の美化のために、玄関では靴の汚れを落としてから入りましょう。

⑰学生ロッカーについて

本学では、在学生全員に個人ロッカーを貸与しています。使用にあたっては、次のことに注意してください。

- ・南京錠またはダイヤル錠を各自で用意し、盗難防止のために、必ず施錠して使用してください。
- ・現金や貴重品は学生ロッカーに入れないでください。
- ・ロッカーは入学時に割り当てられた場所以外は使用することができません。他の学生にロッカーを貸すこともできません。違反して使用しているロッカーについては、錠を切断して中身を取り出します。
- ・鍵の紛失等によりロッカーを開けることができなくなった場合は、学生生活支援オフィスに連絡してください。
- ・修了年次の指定日（12月～1月）までには、錠を取り外し、ロッカーを空の状態にしておいてください。留年等で大学に残る場合は、次年度にロッカーを新たに貸与します。
- ・修了後のロッカーは次年度の新入生に貸与するため、シール等を貼ったりせず、きれいに使用してください。
- ・ロッカーの上に私物を置かないでください。

⑱学生への連絡事項の通知について

- ・大学からの連絡は、原則としてポータルサイト又は掲示板を通じて行います。掲示板は院生研究室前にありますが、奨学金関係については332教室横の奨学金掲示板でお知らせします。
- ・掲示された内容は、全学生が承知したものととして取り扱います。後日、「掲示を見なかった」という理由での異議申し立ては認められません。
- ・ポータルサイトについては、本便覧「Ⅶ 学生生活」の「12. 学生ポータルサイト」を参照してください。
- ・父母、友人等の外部からの電話による呼び出しについては、特別な事情がない限り、取り次ぎや連絡はできません。このことは、父母、友人等にあらかじめ伝えておいてください。

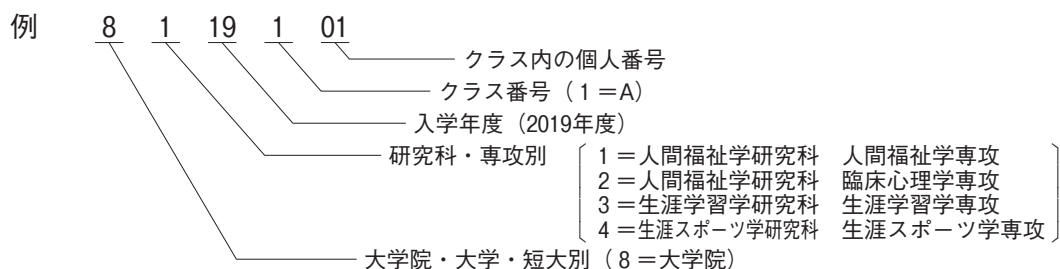
2. 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。学生証は、本学図書館貸出証にもなっています。常に携帯し、汚したり、紛失したりしないように注意して、いつでも提示できるようにして下さい。

●学生証取扱いの注意事項

- ・他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・退学等により学籍を失ったときは、学生生活支援オフィスに返却してください。
- ・汚損または、紛失したときは、速やかに学生生活支援オフィスに届け出て再交付を受けてください。
- ・学生証記載事項（氏名、有効期限等）に変更があったときは、学生証を交換します。
- ・各種証明書等の申請時等に必要なので忘れないようにしてください。

学生番号は、次のように表示されています。



●次の場合は、必ず学生証を提示すること。

- ・本学教職員から提示を求められたとき。
- ・各種証明書の交付を受けるとき。
- ・試験を受けるとき。
- ・通学定期券または、旅客運賃割引証（学割証）により乗車券を購入するとき及び乗車の際に、係員から提示を求められたとき。
- ・図書館で図書等の貸し出しを受けるとき。

3. 学生相談について

学業、学生生活等でいろいろな困ったこと、悩みが生じることがあると思います。

そのようなときは、どんなことでも一人で悩まずに、指導教員、事務局職員、学生相談室、保健センター等に気軽に相談してください。

●学生相談室

対人関係、心身の不調、いじめ・いやがらせ等の問題の悩みの相談
(Ⅷ 施設設備 3.)

●保健センター

健康相談、ケガの応急処置等に専任の看護師が応じています。

(Ⅷ 施設設備 3.)

4. 学生対応窓口について

事務局の学生対応窓口は次のとおりです。

窓口取扱時間 月～金曜日 9：00～17：00 土曜日 9：00～13：00

学習支援オフィス

1. 年間の学事日程に関すること。
2. 授業時間割に関すること。
3. 履修登録に関すること。
4. 単位の認定に関すること。
5. 休講・補講に関すること。
6. 欠席届に関すること。
7. 修了（見込）証明書、成績証明書、学力に関する証明書、在学証明書、各種資格取得見込証明書などの発行に関すること。
8. 学籍（休・退・復学など）、修了に関すること。
9. 科目等履修生・研究生・聴講生に関すること。

学生生活支援オフィス

1. 学生証の発行に関すること。
2. 通学証明書、実習用定期券購入申請に関すること。
3. 旅客運賃割引証（学割証）の発行に関すること。
4. 住所変更に関すること。
5. 奨学金に関すること。
6. 課外（自治会・クラブ等）活動に関すること。
7. 学生の団体設立及び加盟に関すること。
8. 学生の学内施設使用に関すること。
9. 学生の掲示に関すること。
10. 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に関すること。
11. ロッカーに関すること。
12. 遺失物、拾得物に関すること。
13. 学内外の国際交流行事に関する情報提供。
14. 国際交流アシスタントの登録に関すること。
15. 大学主催の海外研修プログラムに関すること。
16. 個人留学の相談に関すること。
17. 海外留学、語学学習その他諸外国に関する書籍・資料の収集、閲覧に関すること。
18. その他学生の生活全般に関すること。

FD支援オフィス

1. 学生FD活動に関すること。
2. パソコン教室に関すること。
3. WiFi (eduroam) に関すること。
4. アカウントに関すること。
5. メールに関すること。
6. その他コンピュータに関すること。

体育管理センター

1. 体育施設の使用及び貸出に関すること。
2. 体育機器・備品・用具等の使用及び貸出に関すること。
3. 体育実技・講義の準備及び事務に関すること。
4. スポーツ安全保険に関すること。
5. その他体育関連業務全般に関すること。

教職センター

1. 教育実習（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）に関すること。
2. 養護実習に関すること。
3. 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（特別支援学校）に関すること。
4. 介護等体験（社会福祉施設・特別支援学校）に関すること。
5. 看護学臨床実習に関すること。
6. 学校ボランティアに関すること。
7. 教育職員免許状の申請に関すること。
8. 教員採用検査等に関すること。

財務会計課

1. 学費等納付金に関すること。

キャリア支援センター

1. 就職活動の支援（履歴書等の書類添削、模擬面接など）に関すること。
2. 進路相談に関すること。

地域連携センター

1. 各種講座に関すること。
2. 公開講座に関すること。
3. 資格取得・検定に関すること。
4. 高大連携活動、ボランティア活動に関すること。

5. 各種届及び証明書等について

- ・手数料は本学所定の証紙（事務局内の自動販売機で購入できます）でお支払いください。
- ・証明書の交付を希望する場合は、「証明書交付願」に記入し、関係窓口へ提出してください。
- ・受け取りの際には学生証の提示が必要です。
- ・証明書の有効期間は3ヶ月です。申し込み後3ヶ月を経過しても受け取りにこない場合は破棄します。

	用 件	手数料	期 日	所 管	備 考
身 上	欠席届		事前又は事後7日以内	学習支援オフィス	学生証提示
	休学、退学、復学、転科願				
	改姓届				
	学生証再発行願	1,000円		学生生活支援オフィス	
	仮学生証発行願	700円			
	保証人変更届				
	本籍地変更				
証 明 (書)	住所変更届				
	在学証明書	200円	1 日	学習支援オフィス	学生証提示
	成績証明書	300円	3 日		
	学力に関する証明書	300円	14日		
	修了（見込）証明書	200円	3 日		
	教育職員免許状等各種資格取得見込証明書	200円			
	英文修了（見込）証明書	1,000円	14日		
	英文成績証明書	1,000円			
	人物に関する調書	200円	3 日	キャリア支援センター	
	推薦書	200円	学内選考決定後翌日		
	健康診断証明書	300円	3 日	保健センター	
学 習	科目等履修生・聴講生・研究生出願	学費等納付金 規程に定める	指定日	学習支援オフィス	
学 生 生 活	旅客運賃割引証（学割証）			学生生活支援オフィス	学生証提示
	通学証明書（中央バス等）				掲示にて通知
	本学取扱奨学金		指定日		
	遺失物等届				
	学内学生団体設立許可願				
	学外団体加盟届（学内学生団体のみ）				
	学内学生団体学外活動参加届 （学外練習、対外試合、学外合宿、行事）		一週間前		
	学内学生団体活動報告書 （対外試合、学外合宿、学内合宿、行事等）		一週間以内		
	学内施設使用許可願		一週間前		
	掲示承認願出				
就 職 活 動	訪問確認票			キャリア支援センター	
	進路内定届				
	就職試験受験報告書				
学 費 等 納 付 金	授業料及び施設設備費		指定日	財務会計課	
	聴講料、科目等履修料及び研究料				
	実習費及び履修費その他教育に必要な経費				

※証明（書）に関する期日は、発行に要する日数

6. 通学定期券について

現住所の最寄り駅から本学の最寄り駅までの最短区間で通学定期券を購入できます。
購入の際必要なものをご用意の上、各交通機関の定期券発売窓口で購入してください。

交通機関	購入に必要なもの	備 考
JR・JRバス	学生証・通学証明書	大学発行の通学証明書と学生証（学生証の裏面に通学区間、住所を記入）
中央バス	学生証・通学定期乗車券購入申込書	通学定期乗車券購入申込書は学生生活支援オフィスで発行します。札幌市内で地下鉄と乗り継ぐ場合は地下鉄駅で学生証のみで購入できます。
札幌市営交通	学生証	学生証（学生証の裏面に通学区間、住所を記入）
その他交通機関	学生証ほか	交通機関で必要なものは各自確認してください。

7. 旅客運賃割引証（学割証）・学生団体割引について

●旅客運賃割引証（学割証）

- ・JR（列車又はバス）で、片道100kmを超える旅行（帰省、実習等）をする場合は、学割証の発行を受けることができます。学割証を使用すると、普通旅客運賃が2割引になります。
- ・学割証は、本人（記名人）以外は使用できません。他人に貸す等、不正に使用した場合は、大学全体が発行停止処分を受ける事になりますので絶対に行わないでください。
- ・学割証の発行を希望する場合は、学生証持参のうえ、学生生活支援オフィスに申し込んでください。

●学生団体割引

- ・課外活動等、8名以上の団体とその付添人（本学教職員）で構成された団体でJR各社路線を利用する場合は、運賃が5割引（付添人は3割引）になります。
- ・利用希望者は、JRみどりの窓口等に用意されている①「団体旅行申込書」と②名簿（書式自由）を添付のうえ、学生生活支援オフィスに提出してください。

8. 奨学制度について

募集がありましたら、332教室横の掲示板で連絡しますので、制度の趣旨や条件等を確認し、応募してください。奨学金の募集は主に年度初めの4月にあることが多く、基本的に年1回の募集です。特にその時期は掲示板に注意し、応募漏れのないようにしてください。

主な奨学金の概要は次のとおりですが、不明な点がありましたら、学生生活支援オフィスにお問い合わせください。

【日本学生支援機構奨学金】(<http://www.jasso.go.jp>)

制 度 の 趣 旨		経済的理由により修学困難な優れた学生に対し、学資の貸与を行う
種 類	第一種奨学金	無利子：50,000円、88,000円
	第二種奨学金	有利子（上限年3%）：月額5、8、10、13、15万円から本人が選択 ※年度の途中で月額を変更することも可能
	緊急採用・応急採用	主たる家計支持者の失職、病気、災害等により、1年以内に家計が急変した場合、年間を通じて随時申請可能（貸与期間は緊急採用、応急採用により異なる） 貸与内容は、第一種奨学金、第二種奨学金と同様 該当になるかどうかは、学生生活支援オフィスで要確認
貸 与 期 間		奨学生採用時から修了期まで （ただし、毎年「継続願」を提出して継続が認められた場合）
学 力 基 準		第 一 種
		大学等並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を擁する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができると認められる
		第 二 種
		学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者
申 請 方 法 等 （定期採用の場合）		①4月中旬に開催される、申込説明会に出席 ②必要書類（所定用紙、収入に関する証明書等）を学生生活支援オフィスへ提出 ③インターネットを利用した申し込み
採用までの手続き		①被推薦希望者の学内選考を行い、本学から日本学生支援機構に推薦 ②日本学生支援機構で奨学生を決定し、本学経由で本人に通知（6～7月頃） ③指定口座へ入金（以後は基本的に毎月入金） ④採用説明会に出席し、必要書類（奨学生証、返還誓約書）を受け取る ⑤返還誓約書（返還に関する手続書類）を提出（返還開始は修了後）
返 還 方 法		修了後に一定額を月賦または月賦・半年賦併用（本人が選択）により、定められた期間内に返還 貸与終了月の7ヶ月目経過後から、指定口座からの自動引落により返還が開始 返還が困難になった場合は、状況に応じて猶予を願い出ることも可能
返 還 免 除		第一種奨学金の貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合は、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部が免除詳細は、貸与終了時に各奨学生へ連絡

【本学の奨学制度】

本学の奨学制度の概要は、次のとおりです。

なお、詳細については「北翔大学大学院 奨学規程（Ⅸ 諸規程・資料 14.）」を参照してください。

入学時特待奨学生	内 容	当該年度の入学生で、向上心が高く学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技が特に優秀な者に対する奨学制度 後学期授業料の半額を免除
	申 請	4月中旬頃から申請書類を配付→申請→7月に採用者決定
成績優秀特別奨学生	内 容	人物優秀で向学心が高く、かつ、学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技において国際的に活躍する者あるいはそれに準ずる者に対する奨学制度 授業料の全額又は半額免除

【淑萃会（本学同窓会）奨学金】

制 度 の 趣 旨	大学院、大学3年次以上、短大2年次に在学し、経済的理由等で学業継続が困難な者に、学業達成を援助するために無利子で貸与する
貸 与 金 額	在学する年度の前学期、後学期の授業料相当額
申 請 方 法 等	7月上旬および1月中旬に募集する（募集人数：若干名）
返 還 方 法	月賦

【その他】

地方自治体奨学金や各種団体の奨学金の募集があった場合は、掲示でお知らせします。これらの奨学金は大学を通さずに申請するものもあるため、不明な場合は各自治体・団体の窓口へお尋ねください。

また、奨学金とは異なりますが、日本政策金融公庫による「国の教育ローン」は、教育に必要な資金（学納金、教科書代、パソコン購入費等）を300万円まで融資する制度です。詳細は教育ローンコールセンター（TEL 0570-008656 <http://www.jfc.go.jp/>）へお問い合わせください。

9. 表彰制度について

本学では、学業成績、課外活動及び社会活動で功績等のあった学生（学生団体）を「北翔大学学生表彰規程」(Ⅸ 諸規程・資料 10.) により表彰する制度があります。表彰の種類は次の3つです。

●学業成績表彰

向学心が高く、品行方正であり、かつ学業に精励し、特に優秀な成績を修めた人物優秀な学生

●課外活動表彰

課外活動が活発であり、その成果が特に顕著で、かつ、課外活動の振興に功績があった人物優秀な学生及び学生団体

●社会活動表彰

社会活動において、社会的に高い評価を受ける功績又は善行のあった人物優秀な学生及び学生団体

10. 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険について

【学生教育研究災害傷害保険】

学生が教育研究活動中（授業中、学校行事中、通学中、課外活動中、学校施設にいる間等）に被った偶然な外来の事故に対して保険金が支払われる制度です。通院や入院の回数によって保険金額が決定します。

詳細については、入学時に配付しました保険加入者のしおりを参照してください。保険金の請求等は、学生生活支援オフィスまでお問い合わせください。

区分	正課中・学校行事中	その他学内にいる間・課外活動中	通学中・学校施設等相互間移動中
死亡保険金	2,000万円	1,000万円	1,000万円
後遺障害保険	程度に応じて120万円～3,000万円	程度に応じて60万円～1,500万円	程度に応じて60万円～1,500万円
医療保険金※ (270日限度)	治療日数1日以上が対象 3千円～30万円	治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円
入院の場合	1日につき4千円を加算（180日限度）		

医療保険金※

平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金	平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金
1日～3日	3,000円	90日～119日	110,000円
4日～6日	6,000円	120日～149日	140,000円
7日～13日	15,000円	150日～179日	170,000円
14日～29日	30,000円	180日～269日	200,000円
30日～59日	50,000円	270日～	300,000円
60日～89日	80,000円		

【学研災付帯賠償責任保険】

学生が正課中（授業中、実習中）、学校行事、通学等で他人に怪我をさせたり、他人の財物を破損させたりしたことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円が限度額です。

【保険の対象について】

規約により補償の対象とならない場合があります。下記の窓口にご相談ください。

〔大 学〕 北翔大学大学院 学生生活支援オフィス

〔保険会社〕 東京海上日動学校保険コーナー フリーダイヤル 0120-868-066

※受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（土日祝日はお休みとさせていただきます。）

11. パソコン利用について

1) パソコン利用について

本学では、パソコンを使用するためのアカウント（ユーザ名）と認証パスワード、メールアドレスを貸与しています。アカウント（ユーザ名）と認証パスワードは、実習室や図書館などのパソコンへのログイン、本学メールや学生ポータルサイトを利用する際の認証情報となります。この情報は、あなたが学内で正当な利用者であることを証明する大切なものです。特に、認証パスワードの取扱には厳重に注意し、随時変更して下さい。

*ユーザID、仮パスワード、メールアドレス、パスワード変更についての説明書を、別紙でお渡しいたします。

①利用できるサービス

- ・学内ネットワークに接続されたパソコンへのログイン（パソコン実習室、図書館など）
- ・個人専用の保存領域（Xドライブ）の利用
- ・本学メールによるメールの閲覧及び送受信（学外からも可）
- ・学生ポータルサイトの利用

②取扱の注意事項

- ・利用有効期限は基本的に修了時までとなっています。学位記授与式後は、全ての機能が利用できなくなりますので、注意してください。
- ・認証パスワードの取扱には、厳重に注意してください。万一パスワードが漏れた場合、あなたになりすましてメールやXドライブなどを悪用される危険性があります。
- ・第三者への貸与・譲渡はできません。
- ・定期的にパスワードの変更をお勧めいたします。
- ・パスワードを忘れたときは、速やかにFD支援オフィスに届け出て初期化を依頼して下さい。

③パソコンへのログイン方法

- ・学内にあるネットワークに接続されたパソコンの電源を入れるとログイン画面が表示されます。
 - ・「ユーザ名」欄に「学生番号」を、「パスワード」欄に「認証パスワード」を入力します。
 - ・正しく認証されると、パソコンが起動し利用可能な状態になります。
- *エラーが表示されたときには、その原因の多くが入力ミスです。正しい入力を行ってもログインできない場合は、FD支援オフィスまでお問い合わせください。

2) 本学メール

本学では、在学生全員に在学期間利用可能なメールアドレスを提供しております。

①利用可能な場所

学内ではネットワークに接続されたパソコンで利用できます。

学外においてはインターネットに接続された環境であれば、どこからでも利用できます。

②本学メールへのアクセス方法

- ・ブラウザを開き、<http://bit.ly/hks365std>にアクセスします。
- ・ログイン画面が表示されましたら、「ユーザID」欄に「学生番号」、「パスワード」欄に「認証パスワード」をそれぞれ入力します。
- ・サインインをクリックします。
- ・「outlook」アイコンをクリックします。

③利用上の注意事項

●個人情報の取扱

電子メールは、誰かに内容を盗み取られる危険性があります。必要以外に、個人情報を入力しないようにしてください。

●ウイルスメールや添付ファイルに注意

送信者が不明のメールや、添付ファイルが含まれたメールなどは、ウイルスメールの可能性が非常に高くなります。細心の注意を払って、読まず（開封せず）に必ず削除してください。また知人であっても、送信者を詐称するウイルスメールもありますので、添付ファイル付きのメールには注意してください。

●署名をつける

メールを送信する際には、必ず受信者に送信者がはっきりわかるように、文面の最後には「署名（氏名・メールアドレス）」を記入してください。

●感情的にならない

受け取る相手も人間です。誤解を与えてしまうことのないように配慮しましょう。相手を思いやり、どんなメールであっても冷静に対応するようにしてください。

●無断転送・改ざんの禁止

他人から受け取ったメールを、当人に無断で転送・複製・改ざんしたりしないでください。著作権の侵害になる場合があります。

●目的外利用の禁止

貸与されたメールアドレスは、基本的に学業・就職活動などへの利用に限られています。特に営利目的とした商品広告・宣伝・販売活動等には絶対に利用しないでください。

●容量の配慮

写真などのファイルを添付してメールを送信する場合、容量が大きいと送信できない場合があります。容量の大きいファイルについては必ず圧縮を行い、ファイルサイズを小さくしてから添付しましょう。また、返信の際、受信したメールを unnecessary 部分まで引用するのも避けましょう。メールの容量が大きいくほど受信に時間がかかります。受信料は受信者の負担になることを忘れずに配慮しましょう。

●重要なメールは手段を併用する

「メールを送信＝相手を読む」とは限りません。届くのに時間がかかったり、相手の状況下においては誤って削除してしまったり、最悪の場合届かないケースも考えられます。電子メールを確実な手段であると過信せず、重要な内容についてはメールだけではなく別の手段を併用するなどの工夫が必要です。

●半角カタカナ・機種依存文字を使用しない

半角カタカナや①（丸付き数字）・㊦・Ⅰ（ローマ数字）などの機種依存文字は使用しないでください。コンピュータの環境は使用者により様々で異なります。これらの文字は同一の環境以外で表示させた場合、異なった文字として表示され、送信者が意図した内容が正しく伝わらない場合がありますので注意してください。

3) 法令の遵守

インターネットを利用するにあたっては、現実の社会と同様に、関連する法律や規則を守る義務が生じます。以下、インターネットを利用する上で留意しなければならない点を紹介します。

- ・著作権の侵害をしない
- ・商標を無断で使用しない
- ・肖像権の侵害をしない
- ・プライバシーの侵害をしない
- ・他人を誹謗中傷する行為はしない
- ・公序良俗に反するわいせつな文書や画像の配信をしない
- ・不正アクセスの禁止

他人のユーザIDやパスワードを盗用して利用をしたり（なりすまし行為）、セキュリティホールを攻撃したりして、ネットワーク上のコンピュータに侵入する行為や、不正アクセス行為を助長する行為（例えば、他人のユーザIDやパスワードを第三者の求めに応じて無断で提供する行為）などは不正アクセス禁止法に違反し処罰の対象となります。

4) その他

パソコン・本学メール等について、疑問や質問またはご不明な点がございましたら、FD支援オフィスまでお気軽にお問い合わせください。

12. 学生ポータルサイト

学生ポータルサイトは、『講義のお知らせ』『履修登録・成績照会』をはじめ、『出席管理』や『就活支援』など学生生活を支援するための情報コミュニティサイトです。

パソコンやスマホ/携帯電話等、インターネットに接続できる機器であればアクセス可能です。
(個人の通信機器を利用する場合、通信料/パケット課金が個人負担となりますのでご注意ください)
また、本学からの伝言やお知らせを、指定のメールアドレスにメッセージ転送することも可能です。

大変便利なサイトですので、是非ご活用ください！

1) 学生ポータルサイトへのアクセス <https://portal3.hokusho-u.ac.jp/>

アクセス機器	アクセス方法
学内パソコン	インターネットを起動すると、学生ポータルサイトが表示されます
個人所有機器 (PC、タブレット、 スマホ、携帯電話)	・インターネットを起動して、上記URLアドレスにアクセスします ・本学ホームページからもアクセス可能です (『在学生の方はこちら』→『学生ポータルサイト』リンク)

※認証画面が表示されますので、「ユーザID」欄に「学生番号」、「パスワード」欄に「認証パスワード」をそれぞれ入力します

The screenshot displays the Hokusho University Portal Site interface. At the top, there's a header with the university logo and name, and a navigation bar with links like HOME, 教務掲示/時間割, 履修登録・成績, 出席管理, シラバス, 就職支援, 健康診断, and 履修カルテ. Below this is a '週間スケジュール' (Weekly Schedule) section showing a calendar for January 2015. The schedule table lists classes for each day: 1/21 (水) has 2-hour Art and 5-hour Collaboration; 1/22 (木) has 1-hour Performance and 3-hour Database; 1/23 (金) has 1-hour Digital Image and 2-hour Info Society; 1/26 (月) has 1-hour Interior Design and 2-hour Interior Design; 1/27 (火) has 1-hour Stage Production II and 3-hour Drawing I. Below the schedule are three boxes: '本日のスケジュール' (Today's Schedule) showing Art and Collaboration; '講義のお知らせ' (Lecture Notice) listing dates like 1/22 (木) 3-hour Database; and '大学からのお知らせ' (Notice from University) mentioning a new notice on 1/20 (火).

※学生ポータルサイトの使い方詳細については、画面上段『キャビネット』から操作マニュアルをご参照ください

2) 学生ポータルサイトの主な機能

主な機能		用途
HOME	メッセージ受信一覧	伝言及びお知らせを表示します
	スケジュール登録	個人のスケジュールを登録します
	メッセージ転送設定	伝言／お知らせを転送するメールアドレスを設定します
履修登録／成績	履修登録	履修登録期間に履修登録を行います
	履修確認	履修している科目の確認をします
	資格申請	履修登録期間に取得する資格の申請を行います
	資格確認	申請した資格を表示します
	成績照会	成績及び単位取得状況を表示します
健康診断	健康診断結果照会	健康診断結果などを健康診断種別ごとに表示します
就職支援	進路希望・求職登録	最新の進路希望を登録します
	企業情報検索	条件を指定して企業情報を表示します
	求人企業情報検索	条件を指定して企業の求人情報を表示します
	イベント・説明会情報検索	入力した条件を基にイベントを表示します
	就職活動報告登録	就職活動状況を登録します
	内定・進路決定登録	内定企業及び、最終的に決めた進路を登録します
リンク	パスワード変更	学生ポータルシステムなどへログインする際のパスワードを変更します 初期パスワードは、変更してからご利用ください 定期的なパスワード変更を推奨します
	office365 (webmail)	在学中に利用可能な本学メールにアクセスします

13. 就職・キャリア支援について

「大学院生だけに」向けた求人というのはほとんどありません。従って大学院生は大学生と一緒の就職活動をするようになります。

限られた2年間の1年目の後半には、もう就職活動開始時期（民間企業の場合）です。大学院生だからといって有利な条件はなく、むしろ待遇は大学生と同じという企業もたくさんあります。2歳上（大学からすぐ大学院に進学した場合）ということで敬遠する企業すらあります。

大事なことは、「なぜ大学院に進学したのか」「大学院進学を自分の将来にどう生かすか」を就職試験でちゃんと採用側に伝えられるかどうかです。従って、「就職のため」ではなく、自分のために大学院での学びをしっかり行うことが就職活動においても前提条件になります。

「就職が不安だ」、「どう活動して良いのかわからない」という人は、キャリア支援センターへご相談ください。

[人間福祉学研究科]

福祉の分野でも大学院生が特に優遇されるといったことはありません。また、大学院で学んだことだけでは民間企業等で評価の対象にはなりません。むしろ年齢給でいうとコストアップになる大学院生にとって就職状況は決して甘いものではありません。この時期を生かし、例えば前年社会福祉士の受験で不合格だった人は「大学院在籍中に再受験して必ず取得する」などの目標をもって過ごしてください。

また、福祉や心理学の道をさらに極めているからといってその分野の就職にこだわる必要もありません。勿論、福祉や心理学の学びが直接生かせる仕事を目指される方が多いと思いますが、一般企業でも福祉や心理学の学びは生かれます。

大事なことは自分の将来を入学年次の早いうちから見定め、そこに向けて進んでいくことです。大学院生には当然「学び」が一番大事ですが、「学び」を就職活動をしない言い訳にしないように気をつけてください。

何をしたいのかわからない、どこを目指していいのか判断できないという方はなるべく早くキャリア支援センターへご相談ください。

[生涯学習学研究科]

生涯学習は新しい分野の学問です。従って、学びを直接的に生かす職場は必ずしも多くありません。

一番直接的に結びつけられる職業は教職ということになり、教員採用検査をクリアしなければその道は開けてきません。また、街づくりなどの行政に携わりたいと思うのであれば公務員になることが相応しいと思われますが、これも公務員採用試験をクリアしなければいけません。

いずれも早い段階から筆記試験の準備が必要です。また、大学院で学んだことだけでは一般企業等で評価の対象にはなりません。むしろ年齢給でいうとコストアップになる大学院生にとって就職状況は決して甘いものではありません。

大事なことは自分の将来を入学年次の早いうちから見定め、そこに向けて進んでいくことです。大学院生には当然「学び」が一番大事ですが、「学び」を就職活動をしない言い訳にしないように気をつけてください。

何をしたいのかわからない、どこを目指していいのか判断できないという方はなるべく早くキャリア支援センターへご相談ください。

[生涯スポーツ学研究科]

運動・スポーツや健康に関する学術的研究能力を有し、専門的技能を修得した指導的役割を担う人材の必要性については多く語られるところです。しかしながら、学びを直接的に生かす職場は必ずしも多くありません。特に教職や行政の中でその能力を生かしたいとの希望があるのであれば、早い段階から大学院の学びと並行して、教員採用検査対策や公務員試験対策を行っていく必要があります。

また、大学院で学んだことだけでは一般企業等で評価の対象にはなりません。むしろ年齢給でいうとコストアップになる大学院生にとって就職状況は甘いものではありません。

大事なことは自分の将来を入学年次の早いうちから見定め、そこに向けて進んでいくことです。

大学院生には当然「学び」が一番大事ですが、「学び」を就職活動をしないうい訳にしないように気をつけてください。

何をしたいのかわからない、どこを目指していいのかわからないという方はなるべく早くキャリア支援センターへご相談ください。

キャリア支援センター

大学院生も含めて、在籍している全ての学生のあらゆる進路（就職、進学、留学など）の相談に応じる部署です。就職活動のこと、将来のこと、進路のこと、自分一人で悩まずに是非ご相談ください。

キャリア支援センターは7号棟1階にあります。入学時からどなたでも利用することができます。

14. 個人情報の保護について

本学では、学生に関する個人情報の収集、管理、利用、開示、提供について技術的、組織的な対策を講じるとともに、教職員に対する全学的な教育・啓発活動を通じて個人情報の適正な利用と保護に努めています。学生に関する個人情報は、学生の教育研究及び学生支援に必要な業務を遂行するために利用される一方、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、確実に保障されなければなりません。今後も対策基準及び遵守状況の継続的な評価、見直しを行い、学生に関する個人情報の保護に取り組んでいきます。

なお、詳細につきましては、「学生に関する個人情報の取扱規程」(IX 諸規程・資料16.)をご覧ください。

15. 学費等納付金について

1) 学費等納付金

一般試験・外国人留学生特別選抜（一般学生 2 年のみ）

	内 訳		前学期	後学期	年度計
一般学生（2 年）	学 費	入 学 金	200,000円	— 円	200,000円
		授 業 料	290,000円	290,000円	580,000円
		施 設 設 備 費	110,000円	110,000円	220,000円
		計	600,000円	400,000円	1,000,000円
	経 費 その他の	保険料(2 年分)	2,430円	— 円	2,430円
		同窓会費(終身)	40,000円	— 円	40,000円
		計	42,430円	— 円	42,430円
	合計		642,430円	400,000円	1,042,430円
長期履修学生（3 年）	学 費	入 学 金	200,000円	— 円	200,000円
		授 業 料	193,400円	193,400円	386,800円
		施 設 設 備 費	73,400円	73,400円	146,800円
		計	466,800円	266,800円	733,600円
	経 費 その他の	保険料(3 年分)	3,620円	— 円	3,620円
		同窓会費(終身)	40,000円	— 円	40,000円
		計	43,620円	— 円	43,620円
	合計		510,420円	266,800円	777,220円
長期履修学生（4 年）	学 費	入 学 金	200,000円	— 円	200,000円
		授 業 料	145,000円	145,000円	290,000円
		施 設 設 備 費	55,000円	55,000円	110,000円
		計	400,000円	200,000円	600,000円
	経 費 その他の	保険料(4 年分)	4,660円	— 円	4,660円
		同窓会費(終身)	40,000円	— 円	40,000円
		計	44,660円	— 円	44,660円
	合計		444,660円	200,000円	644,660円

社会人特別選抜

	内 訳		前学期	後学期	年度計
一般学生（2 年）	学 費	入 学 金	免除	— 円	— 円
		授 業 料	145,000円	145,000円	290,000円
		施 設 設 備 費	55,000円	55,000円	110,000円
		計	200,000円	200,000円	400,000円
	経 費 その他の	保険料(2 年分)	2,430円	— 円	2,430円
		同窓会費(終身)	20,000円	— 円	20,000円
		計	22,430円	— 円	22,430円
	合計		222,430円	200,000円	422,430円
長期履修学生（3 年）	学 費	入 学 金	免除	— 円	— 円
		授 業 料	96,700円	96,700円	193,400円
		施 設 設 備 費	36,700円	36,700円	73,400円
		計	133,400円	133,400円	266,800円
	経 費 その他の	保険料(3 年分)	3,620円	— 円	3,620円
		同窓会費(終身)	20,000円	— 円	20,000円
		計	23,620円	— 円	23,620円
	合計		157,020円	133,400円	290,420円
長期履修学生（4 年）	学 費	入 学 金	免除	— 円	— 円
		授 業 料	72,500円	72,500円	145,000円
		施 設 設 備 費	27,500円	27,500円	55,000円
		計	100,000円	100,000円	200,000円
	経 費 その他の	保険料(4 年分)	4,660円	— 円	4,660円
		同窓会費(終身)	20,000円	— 円	20,000円
		計	24,660円	— 円	24,660円
	合計		124,660円	100,000円	224,660円

※長期履修学生の授業料と施設設備費は、一般学生2年間の総額を長期履修が認められた期間で除いた金額になります。長期履修学生3年については差額が生じますので、最終年次（3年次）に調整いたします。

※長期履修学生3年の3年次学費等

入学制度	内訳	前学期	後学期	年度計
一般試験	授業料	193,200円	193,200円	386,400円
	施設設備費	73,200円	73,200円	146,400円
	計	266,400円	266,400円	532,800円
社会人特別選抜	授業料	96,600円	96,600円	193,200円
	施設設備費	36,600円	36,600円	73,200円
	計	133,200円	133,200円	266,400円

※長期履修学生が履修期間の短縮を認められた場合は、すでに納付済の学費等を除いた残りの学費等を残りの学期で納付していただきます。

※入学金・保険料・同窓会費は初年度のみ。ただし、2年（長期履修学生は3年・4年）を越えて在籍する場合は、別途保険料が必要となります。

※経済情勢などの変動により金額が改定されることがあります。（社会人特別選抜入学制度は、2年次以降も改訂いたしません。）

2) 別途徴収となる実習費

下記の特定期履修者については、履修登録時に別途実験実習料を納付していただきます。

専攻	特定期科目名	実験実習料	備考
人間福祉学専攻	人間福祉実践実習	35,000円	1年次
臨床心理学専攻	臨床心理基礎実習・心理実践実習Ⅰ	35,000円	1年次
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）・臨床心理実習Ⅱ	55,000円	2年次
			臨床心理士・公認心理師受験資格指定実習

※上記実験実習料の金額については、実習費用などの上昇及び履修規程の改正などにより変更する場合があります。

3) 納付期日

学費等の納付については、財務会計課から本学所定の振込依頼書を送付いたします（年2～4回）ので、必ずこの振込依頼書を使用して銀行などの金融機関の窓口でお振り込みください。振込依頼書の送付予定日及び納付期日は下記のとおりです。

回	振込依頼書送付予定日	納付期日	納付内容
1回目	3月中旬 (初年度は合格通知等に同封)	4月30日 (初年度は入学手続時)	前学期 授業料 前学期 施設設備費
2回目	6月下旬	7月下旬	前学期(通年含む)実験実習料
3回目	8月中旬	9月30日	後学期 授業料 後学期 施設設備費
4回目	11月中旬	12月中旬	後学期 実験実習料

※特定期科目等を履修していない場合、2回目・4回目の実験実習料は発生いたしませんので、振込依頼書の送付はありません。

※実験実習料の前学期・後学期については、授業等が開講される学期になりますので、講義要綱でご確認ください。

※納付期日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納付期日となります。

※入学後の振込依頼書（2回目以降）は、入学手続時に提出された誓約書に記載されている保証人宛（社会人特別選抜の場合は本人宛）に送付いたします。保証人以外の者が学費を負担する場合は手続きが必要となりますので、財務会計課（TEL（011）387-3393）にお問い合わせください。